

## 公営住宅入居者募集

### ■入居者資格

- ①現に住宅に困窮していることが明らかであること。
  - ②県民税または市町村民税、公営住宅使用料等を滞納していないこと。
  - ③条例で定める基準の収入であること。
- ※詳細はお問い合わせください。

### ■申込手続

入居希望者は、印鑑、住民票、所得証明書、市税等完納証明書などをご用意のうえ、

8月18日(水) 午後5時までにお申し込みください。

### ■入居可能日

9月1日(水)～ ※随時募集は除きます。

### ■抽選会・説明会

申込者が複数あり、住宅困窮度が定めがたい場合は抽選とします。

8月20日(金) 午後1時30分

国東市役所 2階 203会議室

### 【申込・問合せ先】

まちづくり推進課住宅係 ☎72-5179

国見総合支所地域振興課 ☎82-1114

武蔵総合支所地域振興課 ☎68-1113

安岐総合支所地域振興課 ☎67-1116



### 1. 市営住宅 (敷金 3月分)

住宅名	間取り	家賃(円)
国見町 八坂団地	3DK	14,200～
国東町 重藤団地	4K	18,200～
	2DK	13,100～
武蔵町 武蔵グリーンヒル	2LDK	21,700～
	3LDK	22,200～
安岐町 池見台団地	3LDK	20,500～
	3DK	15,400～
安岐町 楓江住宅	3DK	16,300～

### 2. 特定公共賃貸住宅 (中堅所得者向け住宅、敷金 1月分)

住宅名	間取り	家賃(円)
国見町 岐部団地	3LDK	45,000
武蔵町 武蔵グリーンヒル	3LDK	46,000
	1LDK	35,000
安岐町 日向住宅	3LDK	44,000

### 3. 随時募集 (敷金 3月分)

住宅名	間取り	家賃(円)
サンコーポラス富来	3DK	1～3階 30,000
		4階 27,000
		5階 25,000
県営吉木	4K	16,800～
県営国見	3DK	21,700～

### 令和3年度 特定計量器定期検査

はかり(計量器)を商品の販売などに使用されている方は、2年ごとに県知事が行なう定期検査を受けなければなりません(市内では9月に検査が行われます)。前回受検者の方には個別にハガキでお知らせしますが、新規に購入された方などで検査を受けたことがない方や使用を廃止された方はお問い合わせください。☎ 大分県産業科学技術センター

### 森林を伐採する際は届け出が必要です

立木を伐採する際には、伐採を始める90～30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を、伐採後の造林が完了した日から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。遅れないようにご提出ください。☎ 林業水産課 林業係

### あなたの大切な遺言書を法務局が保管します

「ご自身で書いた自筆証書遺言書を長期間大切に保管する制度があります。遺言書を法務局に預けることで、遺言者本人の死亡後に遺言書が発見されなかったり、改ざんされることを防止することができます。円滑な遺産相続にご利用ください。☎ 大分地方方法務局 局庁築支局 ☎62-22771

### 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置

次の対象者に当てはまる方は、申請によって介護保険料の減免措置が受けられます。▼対象者 (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者。(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる

### 8月の納税

個人市県民税(2期)、国民健康保険料、介護保険料、市県民税(1期)の納税が8月に入ります。生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の①②の要件に該当する第1号被保険者。①主たる生計維持者の事業収入などが前年と比較して30%以上減少していること。②減少することが見込まれる事業収入など以外の前年所得が400万円以下であること。☎ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

### 令和3年度 特定計量器定期検査

### 森林を伐採する際は届け出が必要です

### あなたの大切な遺言書を法務局が保管します

### 税金

### 8月の納税

# くにさき情報ナビ

## お知らせ

8月21日(土)は市役所とアストくにさきを休館します

### 国東市成人式は録画配信で行います

延期としていた「令和2年度国東市成人式」および「令和3年度国東市成人式」は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、新成人と関係者の皆さまの安全のため、録画配信にて行います。※新成人の皆さまには、別途文書を送付しています。▼開催方法 録画配信(両年度とも)。代表者のみで式典を行い、その模様を録画したものを対象者に配信します。▼配信時期 8月中旬以降 ☎ 社会教育課 社会教育係 ☎72-2121

### スズメバチの駆除について

春から秋はスズメバチの活動が活発になる時期です。市役所や消防署はスズメバチの駆除を行っています。安全のため、必要の方はお問い合わせください。☎ 環境衛生課 ☎72-9001

- ※内容の詳細はお問い合わせください
- 国東市役所 ☎72-1111(代)
  - 国見総合支所 ☎82-1111(代)
  - 武蔵総合支所 ☎68-1111(代)
  - 安岐総合支所 ☎67-1111(代)
  - 国東市消防本部 ☎72-1101(代)
  - 国東市民病院 ☎67-1211(代)

### 野外焼却は禁止されています

田畑の草などを燃やす「野外焼却」による煙や臭いなどの苦情が市に寄せられています。ごみの野外焼却は禁止されており、違反すると5年以下の懲役または1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金が科せられます。農林業・漁業を営むうえで発生する「稲わら」や「樹枝」などの焼却は例外で認められています。場所や天候、風向き、焼却量などに配慮し、近隣住民とのトラブルにならないようご注意ください。☎ 環境衛生課 ☎72-9001

## 犬・猫の飼育マナーを守りましょう

【問合せ先】環境衛生課 ☎72-9001

飼い犬や野良猫に関する苦情が、市に数多く寄せられています。飼育のマナーを守り、責任をもって犬・猫と接してください。

**【飼い犬について】**

- 飼い犬は市に登録する必要があります。
- 年に1度、狂犬病の予防注射を受けさせる必要があります。
- 犬の放し飼いは禁止されています。屋外で飼う場合は鎖などでしっかりとつなぐか、柵などの囲いの中で飼いましょう。散歩の際も犬を放すことのないようにしてください。
- フンの後始末は飼い主の責任で行いましょう。

**【野良猫にエサを与えないでください】**

野良猫にエサを与えると次のような問題が起きますので、おやめください。

- 繁殖活動が活発となり、野良猫が増えます。
- フン尿や爪とぎなどにより、周辺環境が悪化します。
- ご近所トラブルの原因になります。

エサを与える方は、飼い猫にする覚悟と責任をもって面倒を見てください。

(広告)